

感染症報告の取扱について

H16.8.10
血液対策課

1 これまでの取扱

- (1) 血液製剤投与後に使用患者の感染症検査結果が陽性（+）であって、保管検体の個別 NAT も陽性（+）の場合、又は死亡等の重篤な転帰となった場合等の重要なケースでは、その後の当該原料血の他製剤原料としての使用停止等の取扱を含め、運営委員会委員と相談の上、血液対策課が血液事業部会運営委員会に報告してきたところ。
- (2) また、遡及調査により、献血者等において感染が判明し、その献血者に由来する血液の使用如何に関わらず、その後の当該原料血の他製剤原料としての使用停止等の取扱を含め、主として日本赤十字社が血液事業部会運営委員会に報告してきたところ。
- (3) ただし、感染症検査結果陽転例でも、死亡例等ではなく、また、保管検体の個別 NAT が陰性（-）の場合には、重篤性の観点から、また、報告時点では明確な因果関係がわからないことから、必ずしも運営委員会に報告は行ってはいない。

2 今後の対応

- (1) 血液製剤等の使用との関連が疑われる使用患者の感染症の報告については、感染症救済制度の検討対象となることから、平成 16 年 4 月以降は、個別 NAT が（-）、また、死亡等の転帰如何に関わらず、血液製剤投与後に感染症検査結果が陽性（+）のものについては、血液対策課又は日本赤十字社から定期的に血液事業部会運営委員会に報告することとする。（報告は一覧表で行う。）
- (2) 8 月 10 日の運営委員会においては、4 月以降の（1）の症例についてもまとめて報告し、また、4 月に近接する時期の重篤な事例についても併せて報告する。

